

岐阜県公報

号外(一) 平成三十一年三月三十一日

岐阜県税条例の一部を改正する条例

目次

(税務課) ページ

本号で公布された条例のあらまし

岐阜県税条例の一部を改正する条例(条例第一九号)

一 不動産取得税

地方税法以外の法律による政策の推進を税制面において支援する特例措置について、一部を見直した上で二年延長することとした。(附則第七条及び附則第七条の四関係)

二 自動車取得税

- 1 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車(新車に限る。)の取得に係る税率の特例措置について、対象を厳格化した上、適用期限を平成三一年九月三〇日まで延長することとした。(附則第二二条の二の二関係)
- 2 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車(新車を除く。)の取得に係る課税標準の特例措置について、適用期限を平成三一年九月三〇日まで延長することとした。(附則第二二条の二の四関係)
- 3 バリアフリー性能の優れたバス等(新車に限る。)の取得に係る課税標準の特例措置について、対象に一般貸切旅客自動車運送事業者がその事業の用に供するバス等を加えた上で、適用期限を平成三一年九月三〇日まで延長することとした。(附則第二二条の二の四関係)
- 4 車両安定性制御装置、衝突被害軽減制御装置又は車線逸脱警報装置を装備した新車のバス等及びトラックの取得に係る課税標準の特例措置について、適用期限を平成三一年九月三〇日まで延長することとした。(附則第二二条の二の四関係)
- 5 自動車持出困難区域内の自動車について永久抹消登録がなされる前に代替自動車を取得した場合には、当該代替自動車の取得に係る自動車取得税の納税義務

務を免除し、既に徴収金を徴収した場合においては当該徴収金を還付する措置について、その適用期限を平成三十一年九月三〇日まで延長することとした。

(附則第二三条関係)

三 自動車税

平成三十一年四月一日から同年九月三〇日までの期間に自動車持出困難区域内の自動車について永久抹消登録がなされる前に代替自動車を取得した場合には、当該代替自動車を取得した年度に係る自動車税の納税義務を免除し、既に徴収金を徴収した場合においては当該徴収金を還付する措置を講ずることとした。

(附則第二五条関係)

四 狩猟税

1 対象鳥獣捕獲員が狩猟者の登録を行った場合には狩猟税を課さないものとする。特例措置を五年延長することとした。(附則第一六条関係)

2 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が狩猟者の登録を行った場合には狩猟税を課さないものとする。特例措置を五年延長することとした。(附則第一六条関係)

3 一定の期間内に「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき鳥獣の捕獲等を行った者が狩猟者の登録を行った場合には狩猟税の税率を二分の一とする。特例措置を五年延長することとした。(附則第一六条の二関係)

5 その他所要の規定の整理を行うこととした。

六 この条例は、平成三十一年四月一日から施行することとした。

条 例

岐阜県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十九号

岐阜県条例の一部を改正する条例

岐阜県条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。第七十八条の二中「及び」を「を行う場合において、法第七百四十七条の二第一項の規定により法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、」に、「場合には」を「ときは」に改める。

附則第七条第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第三項中「の宅地」を「第一条第一号に掲げる宅地」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第四項、第五項、第七項及び第十項から第十二項までの規定中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第十三項中「不動産特定共同事業法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十六号)の施行の日から平成三十一年三月三十一日まで」を「平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」に改め、同項第一号イ中「もの」の下に「として施行令附則第七条第十九項に規定するもの」を加え、同項第二号イ中「附則第七条第十九項」を「附則第七条第二十項」に、「附則第七条第二十項」を「附則第七条第二十一項」に改め、同号ロ及びニ中「附則第七条第十九項」を「附則第七条第二十項」に改め、同条第十四項中「附則第三条の二の十八第一項」を「附則第三条の二の十九第一項」に、「附則第七条第二十一項」を「附則第七条第二十二項」に改め、同条第十五項中「附則第七条第二十二項」を「附則第七条第二十三項」に改め、同条第十六項中「第十条第八項第五号」を「第十条第七項第六号」に、「第四十二条の四第八項第六号」を「第四十二条の四第八項第七号」に、「附則第七条第二十三項」を「附則第七条第二十四項」に改める。

附則第七条の四第一項中「その他これに類するものとして施行規則附則第三条の二の二十に規定するもの」を削り、「平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成三十一年三月三十一日まで」を「平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」に改め、同条第四項、第五項及び第七項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の二の第二項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第十二条の二第二項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第十二条の二の四において同じ。)(車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第十二条の二の四において同じ。)が一・五トン以下のバス又はトラックで

あつて、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第一項に規定するものに限る。」に、「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第四条の四第九項に規定するもの（以下この条及び附則第十二条の二の四において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ロ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の四第十項に規定するもの（以下この条及び附則第十二条の二の四において「平成二十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第四百七十七条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条から附則第十二条の二の五までにおいて「エネルギー消費効率」という。）が同法第四百七十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第四条の四第十一項に規定するエネルギー消費効率（第五項及び附則第十二条の二の四において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第十二条の二の四において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の二第三項中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第一号イ中「附則第四条の五第四項」を「附則第四条の五第二項」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第五項」を「附則第四条の五第三項」に改め、同項第二号中「以下この条」の下に「及び附則第十二条の二の四第四項第五号」を加え、同号イ中「附則第四条の五第六項」を「附則第四条の五第四項」に改め、同号イ(1)中「以下この条」を「第五項」に改め、同号ロ中「附

則第四条の五第七項」を「附則第四条の五第五項」に改め、同号ハ中「附則第四条の五第八項」を「附則第四条の五第六項」に改め、同号八(1)(i)中「平成二十八年十月一日」の下に「車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日」を、「この条」の下に「及び附則第十二条の二の四第四項第五号」を加え、同号八(1)(ii)中「この条」の下に「及び附則第十二条の二の四第四項第五号」を加え、同条第四項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第七項に規定するものに限る。）」に、「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ロ 平成二十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

二 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の二第五項中「第十三項まで」を「第十二項まで」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第一号ロ中「附則第四条の五第十三項」を「附則第四条の五第十項」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「附則第四条の五第十二項」を「附則第四条の五第九項」に改め、同号イを同号ロとし、同号ロの前に次のように加える。

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第八項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成二十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年以降

の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第十二条の二の四において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。）に「百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。」

附則第十二条の二の第五項第二号イ中「附則第四条の第五十四項」を「附則第四条の第五十二項」に改め、同号ロ中「附則第四条の第五十五項」を「附則第四条の第五十三項」に改め、同号ハ中「附則第四条の第五十六項」を「附則第四条の第五十四項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第十二条の二の第二項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第十二条の二の四第二項第四号において同じ。）のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第四条の五第十一項に規定するもの
イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の四第十五項に規定するもの（以下この条及び附則第十二条の二の四第二項第四号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の四第十六項に規定するもの（以下この条及び附則第十二条の二の四第二項第四号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の第六項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第十五項に規定するものに限る。）」に、「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号を次のように改める。

一次のいずれかに該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
二 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の第七項中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第四条の五第十六項に規定するもの
イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
(2) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第四条の五第十七項に規定するもの
イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
(2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の第八項中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第一号イ中「附則第四条の五第二十五項」を「附則第四条の五第十八項」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第二十六項」を「附則第四条の五第十九項」に改め、同項第二号中「附則第四条の五第二十七項」を「附則第四条の五第二十項」に改める。

附則第十二条の二の第四第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、第四号を第五号とし、第三号を削り、同項第二号イ中「附則第四条の六第五項」を「附則第四条の六第六項」に改め、同号ロ中「附則第四条の六第六項」を「附則第四条の六第七項」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第四条の六第八項に規定するもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十三を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の第四第二項第一号中「附則第十二条の二の第二項第一号」を「附則第十二条の二の第二項」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第四条の六第五項に規定するもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十三を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の第四第三項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第一号中「附則第十二条の二の第四項第一号」を「附則第十二条の二の第四項」に改め、同項第二号イ中「附則第四条の六第七項」を「附則第四条の六第九項」に改め、同号ロ中「附則第四条の六第八項」を「附則第四条の第六十項」に改め、同項第三号中「附則第十二条の二の第四項第二号」を「附則第十二条の二の第五項第二号」に改め、同項第四号中「附則第十二条の二の第五項第二号八」を「附則第十二条の二の第五項第三号八」に改め、同条第四項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第一号中「附則第十二条の二の第六項第一号」を「附則第十二条の二の第六項」に改め、同項第四号を削り、同項第三号中「附則第十二条の二の第六項第二号」を「附則第十二条の二の第七項第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号イ中「附則第四条の六第九項」を「附則第四条の六第十三項」に改め、同号ロ中「附則第四条の六第十項」を「附則第四条の六第十四項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げるガソリン自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の六第十一項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次

のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の六第十二項に規定するもの
 (1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の四第四項に次の一号を加える。

五 軽油自動車（電力併用自動車に限る。）のうち、次のいずれにも該当する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで施行規則附則第四条の六第十五項に規定するもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(2) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第十二条の二の四第五項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第二号イ中「附則第四条の六第十一項」を「附則第四条の六第十六項」に改め、同号ロ中「附則第四条の六第十二項」を「附則第四条の六第十七項」に改め、同条第六項中「供する自動車」の下に「又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車」を加え、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第七項及び第八項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第九項中「装置（以下この項から第十二項まで）」を「装置（以下この項から第十一項まで）」に改め、同条第十号（第四号に掲げるトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第一号中「第十二項」を「第十一項」に改め、同項第二号中「第十二項まで」を「第十一項まで」に改め、同項第三号中「第十三項まで」を「次項から第十二項まで」に改め、同項第四号を削り、同条第十項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第十一項を削り、同条第十二項中「附則第四条の六の二第十六項」を「附則第四条の六の二第十五項」に、「平成三十一年三月三十一日（第四号に掲げるトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第四号を削り、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「及び」を「又は」に改め、「三・五トンを超え」の下に「八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え」を加え、「附則第四条の六の二第十七項」を「附則第四条の六の二第十六項」に、「平成三十一年三月三十一日（車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「附則第四条の六の二第十八項」を「附則第四条の六の二第十七項」に改め、同項を同条第十三項とする。

中「以下この項から第十三項まで」を「次項から第十二項まで」に改め、同項第四号を削り、同条第十項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第十一項を削り、同条第十二項中「附則第四条の六の二第十六項」を「附則第四条の六の二第十五項」に、「平成三十一年三月三十一日（第四号に掲げるトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第四号を削り、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「及び」を「又は」に改め、「三・五トンを超え」の下に「八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え」を加え、「附則第四条の六の二第十七項」を「附則第四条の六の二第十六項」に、「平成三十一年三月三十一日（車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「附則第四条の六の二第十八項」を「附則第四条の六の二第十七項」に改め、同項を同条第十三項とする。

附則第十三条第一項中「有しないものをいう。以下この条を「有しないものをいう。次項第一号」に、「規定するものをいう。以下この条を「規定するものをいう。次項第二号」に、「第三項第三号」を「次項第三号」に、「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同項第一号中「もの」を「新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第二号中「もの」を「新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「第三項の表」を「次の表」に改め、同条第二号中「排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）」に、「附則第五条の二第九項」を「附則第五条の二第一項」に、「又は平成二十一年天然ガス車基準」を「又は同法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（同法第四十条第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第二項に規定するもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）」に、「同条第十項」を「同条第三項」に改め、同項第三号中「充電機能付電力併用自動車」の下に「電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第五条の二第四項に規定するものをいう。」を加え、同項第四号中「エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第四百七

条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条及び次条第一項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第四百五十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第五条の二第五項に規定するエネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。）に、「附則第五条の二第十一項」を「附則第五条の二第六項」に、「同条第十二項」を「同条第七項」に、「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」を「同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則附則第五条の二第八項に規定するもの（次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）に、「同条第十三項」を「同条第九項」に改め、同項第五号中「乗用車」の下に「第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。」を加え、「附則第五条の二第十四項」を「附則第五条の二第十項」に、「平成二十一年軽油軽中量車基準」を「同法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第十一項に規定するもの」に改め、同項に次の表を加える。

第一項第一号イ	七千五百円	一千円
	八千五百円	一千五百円
	九千五百円	二千五百円
	一万三千八百円	三千五百円
	一万五千七百円	四千円
	一万七千九百円	四千五百円
	二万五百円	五千五百円
	二万三千六百円	六千円
	二万七千二百円	七千円
	四万七千七百円	一万五百円
	二万九千五百円	七千五百円
三万四千五百円	九千円	

第一項第二号イ	三万九千五百円	一万円
	四万五千円	一万五千五百円
	五万千円	一万三千円
	五万八千円	一万四千五百円
	六万六千五百円	一万七千円
	七万六千五百円	一万九千五百円
	八万八千円	二万二千円
	十一万千円	二万八千円
	六千五百円	二千円
	九千円	二千五百円
	一万二千円	三千円
一万五千円	四千円	
一万八千五百円	五千円	
二万二千円	五千五百円	
二万五千五百円	六千五百円	
二万九千五百円	七千五百円	
四千七百円	千二百円	
八千円	二千円	
一万五千五百円	三千円	
一万六千円	四千円	
二万五百円	五千五百円	
二万五千五百円	六千五百円	
三万円	七千五百円	
三万五千円	九千円	
四万五百円	一万五百円	
六千三百円	千六百円	

附則第十三条第五項を同条第二項とし、同条第六項中「附則第五条の二第十五項」を「附則第五条の二第十二項」に、「同条第十六項」を「同条第十三項」に、「第四項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第一項第一号イ	七千五百円	四千円
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千円
	一万三千八百円	七千円
	一万五千七百円	八千円
	一万七千九百円	九千円
	二万五百円	一万五百円
	二万三千六百円	一万二千元
	二万七千二百円	一万四千元
	四万七百元	二万五百円
二万九千五百円	一万五千元	

第二項第一号	四万六千四百円	一万二千元
	五万三千二百円	一万三千五百円
	六万二千二百円	一万五千五百円
	七万四百円	一万八千元
	八万八千八百円	二万二千五百円
	三千七百元	千円
	四千七百元	千二百円
	六千三百円	千六百元
	五千二百円	千三百円
	六千三百円	千六百元
八千円	二千円	

第一項第二号イ	三万四千五百円	一万七千五百円
	三万九千五百円	二万円
	四万五千元	二万二千五百円
	五万千元	二万五千五百円
	五万八千元	二万九千元
	六万六千五百円	三万三千五百円
	七万六千五百円	三万八千五百円
	八万八千元	四万四千元
	十一万千元	五万五千五百円
	六千五百円	三千五百円
	九千円	四千五百円
	一万二千元	六千元
	一万五千元	七千五百円
	一万八千五百円	九千五百円
	二万二千元	一万円
二万五千五百円	一万三千円	
二万九千五百円	一万五千元	
四千七百元	二千四百円	
八千円	四千円	
一万千五百円	六千元	
一万六千元	八千円	
二万五百円	一万五百円	
二万五千五百円	一万三千元	
三万円	一万五千元	
三万五千元	一万七千五百円	
四万五百円	二万五百円	

第一項第三号イ(2)	二万九千円	一万四千五百円	
	二万五千五百円	一万三千円	
	二万二千五百円	一万一千五百円	
	二万円	一万円	
	一万七千五百円	九千円	
	一万四千五百円	七千五百円	
	一万二千円	六千円	
	一万六百元	五千五百円	
	一万二百円	五千五百円	
	一万五千円	八千円	
第一項第三号イ(1)	七千五百円	四千円	
	六千三百円	三千二百円	
	第一項第二号八(2)	二万六百元	一万五五百円
		一万二千円	六千円
		一万四千五百円	七千五百円
		一万七千五百円	九千円
		二万円	一万円
		二万二千五百円	一万一千五百円
		二万五千五百円	一万三千円
		二万六千五百円	一万三千五百円
三万二千円		一万六千円	
三万八千円		一万九千円	
第一項第二号八(1)	三万四千円	二万二千円	
	四万四千円	二万五千五百円	
	五万七千円	二万八千五百円	
	五万七千円	二万八千五百円	
	六万四千円	三万二千円	
	三万三千円	一万六千五百円	
	四万千円	二万五千円	
	四万九千円	二万四千五百円	
	五万七千円	二万八千五百円	
	六万五千五百円	三万三千円	
第一項第三号ロ	八万三千円	四万五千五百円	
	七万四千円	三万七千円	
	六万五千五百円	三万三千円	
	五万七千円	二万八千五百円	
	四万九千円	二万四千五百円	
	四万千円	二万五千円	
	三万三千円	一万六千五百円	
	六万四千円	三万二千円	
	五万七千円	二万八千五百円	
	二万六千五百円	一万三千五百円	
第一項第四号	四千五百円	二千五百円	
	六千円	三千円	
	三千九百元	二千円	
	五千三百円	三千円	
	九千五百円	五千円	
	一万三千円	六千五百円	
	二万二千円	一万円	
	二万九千六百元	一万五千円	
	第二号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額		
	九千円	四千五百円	
一万五千五百円	六千円		
一万八千五百円	九千五百円		
二万五千五百円	一万三千円		
二万六千五百円	一万三千五百円		
三万二千円	一万六千円		
三万三千円	一万六千五百円		
四万千円	二万五千円		
四万五百円	二万五千五百円		
六千円	三千円		
二万三千六百元	一万二千円		
二万七千六百元	一万四千円		
三万六千六百元	一万六千円		
三万六千円	一万八千円		
第一項第五号イ	四千五百円	二千五百円	
	六千円	三千円	
	三千九百元	二千円	
	五千三百円	三千円	
	九千五百円	五千円	
	一万三千円	六千五百円	
	二万二千円	一万円	
	二万九千六百元	一万五千円	
	第二号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額		
	九千円	四千五百円	
一万五千五百円	六千円		
一万八千五百円	九千五百円		
二万五千五百円	一万三千円		
二万六千五百円	一万三千五百円		
三万二千円	一万六千円		
三万三千円	一万六千五百円		
四万千円	二万五千円		
四万五百円	二万五千五百円		
六千円	三千円		
二万三千六百元	一万二千円		
二万七千六百元	一万四千円		
三万六千六百元	一万六千円		
三万六千円	一万八千円		
第一項第五号ロ	四千五百円	二千五百円	
	六千円	三千円	
	三千九百元	二千円	
	五千三百円	三千円	
	九千五百円	五千円	
	一万三千円	六千五百円	
	二万二千円	一万円	
	二万九千六百元	一万五千円	
	第二号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額		
	九千円	四千五百円	
一万五千五百円	六千円		
一万八千五百円	九千五百円		
二万五千五百円	一万三千円		
二万六千五百円	一万三千五百円		
三万二千円	一万六千円		
三万三千円	一万六千五百円		
四万千円	二万五千円		
四万五百円	二万五千五百円		
六千円	三千円		
二万三千六百元	一万二千円		
二万七千六百元	一万四千円		
三万六千六百元	一万六千円		
三万六千円	一万八千円		

第二項第一号イから八まで	四万八千円	二万五百円
	四万六千四百円	二万三千五百円
	五万三千二百円	二万七千円
	六万二千二百円	三万千円
	七万四百円	三万五千五百円
	八万八千八百円	四万四千五百円
	三千七百円	千八百円
	四千七百円	二千三百円
第二項第二号イから八まで	六千三百円	三千二百円
	五千二百円	二千六百円
	六千三百円	三千二百円
	八千円	四千円

附則第十三条第六項を第三項とし、第七項を削る。

附則第十四条第一項中「前条第三項から第六項まで」を「前条第二項又は第三項」に改め、「若しくは粒子状物質の排出量」を削り、「同条第三項から第六項まで」を「同条第二項又は第三項」に改める。

附則第十六条第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附則第十六条の二第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「にあつては」を「には」に改める。

附則第二十三条第一項中「第六十一条第一項の」を「第六十一条第二項に規定する」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第二十五条第一項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、同項に次の一号を加える。

二 平成三十一年四月一日から平成三十一年九月三十日までの間 平成三十一年度分 附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。
(不動産取得税に関する経過措置)

2 改正後の岐阜県税条例(以下「新条例」という。)の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)
3 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)
4 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成三十一年度分の自動車税について適用し、平成三十一年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

5 前項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の岐阜県税条例附則第二十五条第一項の規定により納税義務を免除される平成二十九年分及び平成三十年分分の自動車税に係る徴収金に係る同条第二項の規定による還付については、なお従前の例による。

